

第 31 回兵庫県医療審議会保健医療計画部会 議事概要

- 日 時： 令和元年 9 月 6 日(金) 14：00～15：30
- 場 所： 兵庫県医師会館 6 階会議室
- 出席委員： 足立 光平 (兵庫県医師会副会長)
白井 里佳 (兵庫県愛育連合会会長)
大西 行美 (兵庫県消費者団体連絡協議会 常任理事)
笠井 秀一 (兵庫県薬剤師会会長)
守殿 貞夫 (兵庫県病院協会会長)
榊 由美子 (兵庫県栄養士会会長)
澤田 隆 (兵庫県歯科医師会会長)
島 正之 (兵庫医科大学教授)
竹内 徹 (全国健康保険協会兵庫支部長)
太城 力良 (兵庫医科大学理事長)
長尾 卓夫 (兵庫県精神科病院協会会長)
成田 康子 (兵庫県看護協会会長)
西 昂 (兵庫県民間病院協会会長)
登里 倭江 (兵庫県いずみ会会長)
- 欠席委員： 飯島 一誠 (神戸大学大学院医学研究科教授)
浜上 勇人 (兵庫県町村会理事・香美町長)
平田 健一 (神戸大学医学部附属病院院長)

● 次 第

1 開 会

2 兵庫県健康福祉部長挨拶

3 議事と結果

(1) 議決事項

①令和元年度病床機能転換推進事業について

令和元年度の補助予定施設（3件）について、事業内容を説明。別添資料(1)-①により審議を行い、補助申請（3件）は妥当との結論を得た。

②特例診療所の病床設置について

特例診療所の設置につき、本県における取扱について説明。その上で、設置希望のあった診療所（板垣救急クリニック（仮称））について、①西播磨圏域における救急医療の充実を図るため、4床の新設が予定されていること、②地元医師会、地元市町及

び圏域健康福祉推進協議会から、いずれも異議無しとの意見を頂いている旨を報告。

ただし、それぞれの圏域健康福祉推進協議会において、医師・看護師等スタッフの十分な確保等について付記されていることから、本部会においても、圏域からの意見を参考に、医師・看護師等スタッフの確保等について十分な配慮をすることを付記することとし、承認を得た。

③保健医療計画の更新方法について

保健医療計画の更新について、現状は、計画本文中に更新について既に県 HP で公表する旨記載があるものについては、随時更新を行っているが、それ以外の項目については計画改定時に変更をしているものの、全てを県 HP 上に公表することができておらず、実際と齟齬が生じている部分があることを説明。

保健医療計画をより実際に即した内容とするため、更新が必要となった場合の、手続方法について①再確認と②明確化を行う趣旨での提案であることを別添資料のとおり説明し、更新の条件についてはそれぞれの検討プロセスを経たものを随時更新することが明確になる表現とすることを前提に承認を得た。

(2) 報告事項

①保健医療計画の進捗状況について

平成 30 年度の保健医療計画の進捗状況について、別添資料のとおり、現在の数値目標に対する評価と対応策について示しつつ、特に目標数値より現状の値が悪化している 9 項目については、詳細に状況を報告。

②地域医療構想の推進について

地域医療構想の実現のため、医療機関等の自主的な取組や行政と医療機関等が連携した取組等を行っていくため、各圏域において、医療関係者、医療保険者その他関係者からなる「地域医療構想調整会議」を設置し、地域医療構想の達成に必要な事項について、協議を行っていることについて説明。

また、平成 30 年度病床機能報告結果について、国から報告のあった速報値を示していることを説明。大きな方向性は変わらないが、内容を確認しているところ、ある病院において、現に稼働している 200 程度の病床を誤って非稼働と計上されている例があったため、改めて国からの確定の報告を待って、県内の現況を把握していくことを報告。

また、地域医療構想における国の動向について、資料を元に報告。

4 議決事項についての主なやりとり

○議決事項（１）－①について

（委員） 今井病院について、基準額の根拠について説明願いたい。

（事務局） （資料１（１）－①【参考２】を元に説明。）

今井病院は医療機器の購入のみとなっている。よって、＜補助額＞の医療機器欄に記載の基準単価により記載している。

（委員） ３件の申請について承認する。

○議決事項（１）－②について

（委員） 医師が１名で診療をし、夜間は救急看護師１名で対応する体制となっている。夜間救急５件程度をまかなっていけるのか。

（事務局） 医師数については、最初は１名から始めるが、その後は、他の医師の方に協力をいただきながら診療していくと聞いている。

（委員） 介護や緩和ケアの分野では、有床診療所を認定しているケースはこれまでもあったが、今回は救急対応であるので、十分バックアップしていく必要がある。

（事務局） それぞれの圏域健康福祉推進協議会からも、医師・看護師等スタッフの十分な確保等については付記されている（別紙４・５）。事務局案としては、その意見を参考に、事務局と部会長にて十分な配慮をすることを付記して承認いただきたい。

（委員） 医師・看護師等スタッフの十分な確保については、十分配慮することを付記した上で承認する。

○議決事項（１）－③について

（委員） 保健医療計画の軽微な変更及び適切な時宜での内容更新については、リアルタイムに、より実際にあった表示をしていく必要性や、計画時点では未定であった事項や追加のあった事項についても随時更新は必要だと考えている。そのため、現状、県HPへの公表により対応することが規定されている６項目以外についての、更新方法について議論をお願いしたい。

（委員） 手続方法（案）の「一定の結果」の要件とはどのようなものか。

（事務局） 例えば、計画策定時に、検討途上で計画に記載したものについて事実がはっきりした場合（〇〇病院を△△に指定する等）を一定の結果と言い、随時更新する。

（委員） どこまでを、軽微な変更とするのか、その範囲を明確にする必要がある。

- (事務局) 例えば、災害拠点病院の指定については、救急医療部会で議論がなされており、指定することが決定した場合、一定の結果が出たことになる。その結果を保健医療計画に記載する更新手続に際しては、医療審議会会長及び保健医療計画部会長の了解を得ることをご提案させていただいており、部会での議論に付すのか、報告でよいとするのかについてのご判断も合わせてお願いしたいと考えている。いずれにしても、しっかりとご相談させていただきながら進めていきたい。
- (委員) そういうことであるならば、「他の部会で審議され、一定の結果が出た場合」など、プロセスを要件に付記することで誤解のないものになると考える。
- (事務局) 保健医療計画の各項目は、医療審議会以外の検討会議等で審議される場合もあるため、それらも包含できるようなものにする。
- (委員) 単に「部会」と限定せず、「他の部会等で結論が出た場合」など幅を持たせた表記とされたい。
- (結論) 更新の条件についてはそれぞれの検討プロセスを経たものを随時更新することが明確になる表現にすることを前提に承認。事務局において再度整理した上で最終的な表現については、部会長に一任する。

以上